

陸上自衛隊高等工科学学校組織規則

陸上自衛隊訓令第11号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第4項並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第36条の2第3項及び第49条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学学校組織規則を次のように定める。

平成22年3月25日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上自衛隊高等工科学学校組織規則

改正 平成25年3月28日省訓第24号

陸上自衛隊少年工科学学校組織規則（昭和38年陸上自衛隊訓令第17号）の全部を改正する。

（校長）

第1条 陸上自衛隊高等工科学学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 副校長2人のうち、自衛官をもって充てる副校長は、1等陸佐をもって充てる。

2 次の各号に掲げる副校長は、校長の命を受け、校長を助け、主として、それぞれ当該各号に定める事務を整理するものとする。

（1）自衛官をもって充てる副校長 教育部の所掌に関する事務以外の事務

（2）教官をもって充てる副校長 教育部の所掌に属する事務

（内部組織）

第3条 学校に、次の1室及び2部並びに生徒隊を置く。

企画室

総務部

教育部

（企画室）

第4条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。

（2）組織、定員、定数及び生徒の員数に関すること。

（3）業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

（総務部の分課）

第5条 総務部に、次の2課を置く。

総務課  
管理課

(総務課)

第6条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事（教育部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 出版物及び厚生用品に関する事。
- (6) 秘密の保全に関する事。
- (7) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (8) 福利厚生に関する事。
- (9) 健康管理に関する事。
- (10) 印刷に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管理課)

第7条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物品の管理に関する事（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 施設の維持及び管理に関する事。
- (4) 車両及び通信の運用に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校の管理に関する事。

(教育部)

第8条 教育部は、生徒の教育訓練に関する事務（生徒隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(教育部の分課)

第9条 教育部に、教務課を置く。

(教務課)

第10条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生徒の教育訓練の計画に関する事。
- (2) 生徒の教育訓練に関する記録及び統計に関する事。
- (3) 生徒の教育訓練に必要な資料及び資材に関する事。

(生徒隊)

第11条 生徒隊においては、生徒の訓育及び実技の訓練を行う。

(室長、部長、課長及び生徒隊長)

第12条 室に室長、部に部長、課に課長、生徒隊に生徒隊長を置く。

- 2 室長、部長及び生徒隊長は、校長の命を受け、それぞれ室務、部務及び隊務を掌理する。
- 3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教諭等)

第13条 教育部に、主任教諭1人、教諭及び学校教官を置く。

2 主任教諭は、教育部長の命を受け、生徒の一般教養に関する教育（次項において「一般教育」という。）に従事するほか、教諭の指導を行う。

3 教諭は、教育部長の命を受け、生徒の一般教育に従事する。

4 学校教官は、教育部長の命を受け、生徒の専門的な技術に関する教育に従事する。

(駐屯地業務隊との関係)

第14条 室、部、課及び生徒隊の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

(委任規定)

第15条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。